

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年7月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800048号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800034号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は10万2,000円、平成15年12月18日は15万1,000円、平成16年7月22日は14万8,000円、平成16年12月21日は15万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年7月22日及び平成16年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年7月22日及び平成16年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月18日
③ 平成16年7月22日
④ 平成16年12月21日

請求期間について、A社から賞与が支払われていたが、賞与の記録がないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管する請求者のA社に係る賞与明細書、同社から提出されたB金融機関ファームバンキングサービスデータ伝送受付明細表並びに同僚の訂正請求時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書及び賞与明細書により、請求者は、同社から、請求期間①は10万2,000円、請求期間②は15万1,000円、請求期間③は14万8,000円、請求期間④は15万6,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、平成 15 年 8 月 5 日、平成 15 年 12 月 18 日、平成 16 年 7 月 22 日及び平成 16 年 12 月 21 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700447号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800035号

第1 結論

請求者のA社(名称変更後は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和52年7月10日、喪失年月日を昭和53年9月9日に訂正し、昭和52年7月から昭和53年7月までの標準報酬月額を11万円、昭和53年8月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

請求者のC社(名称変更前は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和54年4月25日、喪失年月日を昭和57年4月21日に訂正し、昭和54年4月から同年9月までの標準報酬月額を7万2,000円、昭和54年10月から昭和55年6月までの標準報酬月額を7万6,000円、昭和55年7月から昭和56年6月までの標準報酬月額を8万6,000円、昭和56年7月から昭和57年3月までの標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

昭和52年7月から昭和53年8月までの期間及び昭和54年4月から昭和57年3月までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和52年頃から平成10年頃まで

旧姓である「E」又は「F」のときに、G県にあるB社に昭和52年頃から勤務し、その後、C社に勤務した。

また、平成7年頃から平成9年頃までH社に勤務したが、厚生年金保険の記録がない。社会保険に加入していたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業登記簿謄本によると、請求者が主張するB社は、昭和52年10月5日にA社からB社に商号変更しており、A社に係る厚生年金保険被保険者原票において、請求者の主張する氏名と生年月日が一致する「E」名の、基礎年金番号に統合さ

れていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得年月日は昭和 52 年 7 月 10 日、資格喪失年月日は昭和 53 年 9 月 9 日。以下「未統合記録①」という。）が確認できるところ、請求者は昭和 52 年頃から G 県内にある B 社に勤務した旨陳述しており、資格取得時期、事業所名称及び所在地（G 県）は請求者の陳述と符合している。

また、C 社に係る厚生年金保険被保険者原票において、請求者の主張する氏名及び生年月日が一致する「E」名の、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得年月日は昭和 54 年 4 月 25 日、資格喪失年月日は昭和 57 年 4 月 21 日。以下「未統合記録②」という。）が確認でき、請求者が名前を挙げた同僚は、未統合記録②と同時期に D 社（名称変更後は、C 社）において、厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、当該同僚は、請求者と自身の勤務場所は C 社であり、請求者の旧姓は「E」だった旨陳述している。

さらに、未統合記録①及び②は、オンライン記録によると同一の厚生年金保険被保険者記号番号に統合されていることが確認でき、請求者の主張どおり、請求者は B 社に勤務した後、C 社に勤務していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、未統合記録①及び②は、請求者の記録と認められる。

なお、上述の厚生年金保険被保険者原票の記録から、請求者の A 社における標準報酬月額を、昭和 52 年 7 月から昭和 53 年 7 月までは 11 万円、昭和 53 年 8 月は 18 万円とし、C 社における標準報酬月額を、昭和 54 年 4 月から同年 9 月までは 7 万 2,000 円、昭和 54 年 10 月から昭和 55 年 6 月までは 7 万 6,000 円、昭和 55 年 7 月から昭和 56 年 6 月までは 8 万 6,000 円、昭和 56 年 7 月から昭和 57 年 3 月までは 10 万 4,000 円とすることが必要である。

一方、請求者は、請求期間のうち、平成 7 年頃から平成 9 年頃まで I 市にある H 社に勤務し、社会保険に加入していた旨陳述しているものの、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて同社が請求期間に厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、商業登記簿謄本によると、H 社の事業主の氏名は、「E」氏であったことが確認できるところ、請求者は、厚生年金保険料の控除が確認できる資料は保管していない旨回答していることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求期間のうち、昭和 52 年から同年 7 月 10 日までの期間、昭和 53 年 9 月 9 日から昭和 54 年 4 月 25 日までの期間及び昭和 57 年 4 月 21 日から平成 10 年までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、昭和 52 年から同年 7 月 10 日までの期間、昭和 53 年 9 月 9 日から昭和 54 年 4 月 25 日までの期間及び昭和 57 年 4 月 21 日から平成 10 年までの期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1800034 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1800036 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では A 社における被保険者資格喪失年月日が平成 4 年 7 月 1 日となっている。

しかし、請求期間において A 社に役員として勤務し、厚生年金保険料を納付していた。請求期間を厚生年金保険の被保険者として年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、『被保険者記録照会回答票』及びノートを提出し、『被保険者記録照会回答票』に平成 4 年 10 月 1 日の被保険者記録が記載されていること及びノートに請求期間に係る厚生年金保険料の納付が記載されていることを主張し、訂正請求をしている。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者に係る平成 4 年 7 月 1 日の随時改定（処理日は、平成 4 年 9 月 29 日）及び平成 4 年 10 月 1 日の定時決定（処理日は、平成 4 年 10 月 17 日）の記録を平成 5 年 2 月 26 日に取り消した上、同日に平成 4 年 7 月 1 日を被保険者資格喪失年月日として遡って処理していることが確認できることから、請求者が所持する『被保険者記録照会回答票』には、当該資格喪失に係る処理がなされる前の記録が記載されていると考えられるところ、請求者の夫である A 社の事業主は既に死亡しており、請求期間当時に同社の取締役であり、平成 16 年 4 月から同社の解散までの代表取締役であった請求者は、請求期間に係る貸金台帳等の資料を保管していない旨陳述している。

また、請求期間当時、A 社を管轄する B 社会保険事務所（平成 22 年 1 月からは年金事務所）は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る資料を保管していないとしているものの、オンライン記録によると、請求者の健康保険被保険

者証は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に添付して回収され、請求者は、平成5年2月25日の処理により、資格喪失年月日と同日の平成4年7月1日を認定年月日として、遡って夫の被扶養者となり、請求期間は継続して夫の被扶養者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出は、夫の健康保険の被扶養者に係る届出と併せて、事業主により社会保険事務所に届出されたと考えるのが自然であり、事実在即さない虚偽の届出であると認めることはできない。

また、請求者は、ノートには、平成4年8月31日、平成4年10月1日及び平成4年11月5日にそれぞれ社会保険料5万2,632円の記載があることから、請求期間に係る請求者及び請求者の夫の二人分の社会保険料を納付したと主張しているものの、当該社会保険料の内訳は不明であり、請求者及び請求者の夫の保険料の合計額とは一致しない上、上述のとおり、平成5年2月26日に被保険者資格喪失年月日を平成4年7月1日として、遡って処理していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付していたとしても、還付等されたと考えられる。

さらに、A社に係る被保険者記録のある者は、請求者及び請求者の夫のほかに一人確認できるところ、当該者は平成4年7月18日に被保険者資格を喪失している上、請求者は、上述のとおり、請求期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないことから、請求期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。